第2章 日米同盟の抑止力及び対処力の強化

防衛大綱は、日米同盟の抑止力及び対処力の強化のため、平時から有事までのあらゆる段階や災害などの発生時において、日米両国間の情報共有を強化するとともに、すべての関係機関を含む両国間の実効的かつ円滑な調整を行い、わが国の平和と安全を確保するためのあらゆる措置を講ずることとしている。

このため、各種の運用協力及び政策調整を一層 深化させることとしている。特に、宇宙領域やサ イバー領域などにおける協力、総合ミサイル防空、共同訓練・演習、共同のISR活動及び日米共同による柔軟に選択される抑止措置の拡大・深化、共同計画の策定・更新の推進、拡大抑止協議の深化などを図ることとしている。これらに加え、米軍の活動を支援するための後方支援や、米軍の艦艇、航空機などの防護といった取組を一層積極的に実施することとしている。

1 宇宙領域やサイバー領域などにおける協力

1 宇宙に関する協力

宇宙分野における協力としては、2009年11月の日米首脳会談において、日米同盟深化の一環として、宇宙における安全保障協力の推進に一致したことを受け、2010年9月に関係省庁が参加して安全保障分野における第1回日米宇宙協議を実施するなど、今後の日米協力のあり方についての協議を定期的に行っている。

また、2012年4月の日米首脳会談において、民 生及び安全保障上の宇宙に関するパートナーシップの深化及び宇宙に関する包括的対話の立ち上げ に一致したことを受け、2013年3月に関係省庁 が参加して第1回包括的日米対話を実施するな ど、両国の宇宙政策に関する情報交換や今後の協



レイモンド米宇宙軍作戦部長と会談する井筒空幕長 (2020年8月)

力に関する議論を定期的に行っている。

さらに、2015年4月の日米防衛相会談における指示に基づき、宇宙分野における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、「日米宇宙協力ワーキンググループ (SCWG)」を設置し、同年10月以降計7回の会合を開催した(直近の会合は2021年3月に実施)。引き続き、本ワーキンググループを活用して、①宇宙に関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③専門家の育成・確保のための協力、④机上演習の実施など、幅広い分野での検討を一層推進していくこととしている。

2020年8月には、レイモンド米宇宙軍作戦部長が安倍内閣総理大臣及び河野防衛大臣を表敬するとともに、空幕長と会談し、宇宙分野における日米間の連携強化を推進することで一致した。

■ 参照 3章3節1項 (宇宙領域の利用にかかる協力) p.357

2 サイバー空間に関する協力

サイバー分野における協力としては、2013年10月、防衛当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ (CDPWG)」を設置し、政策レベルを含む情報共有のあり方や人材育成、技術面における協力など、幅広い分野に関する専門的・具体的な検討を行っている。また、サイバー協力に関する日米両政府全体の枠組みであ

る「日米サイバー対話」に日米の防衛当局が参加 を続けており、情報通信に関する防衛当局間の枠 組みである「日米ITフォーラム」も開催している。

2015年4月にはガイドラインが、同年5月に はCDPWG共同声明が発表され、日米政府の協 力として、迅速かつ適切な情報共有体制の構築 や、自衛隊及び米軍が任務遂行上依拠する重要イ ンフラの防衛などがあげられるとともに、自衛隊 及び米軍の協力として、各々のネットワーク及び システムの抗たん性の確保や教育交流、共同演習 の実施などがあげられた。また、2019年4月の [2+2] 会合では、サイバー分野における協力を 強化していくことで一致し、国際法がサイバー空

間に適用されるとともに、一定の場合には、サイ バー攻撃が日米安全保障条約第5条にいう武力攻 撃に当たり得ることを確認した。

運用協力の面では、日米共同統合演習(実動演 習)及び日米共同方面隊指揮所演習においてサイ バー攻撃対処訓練を実施しており、2020年10月 から11月の日米共同統合演習(実動演習)におい ても実施した。このほか、米陸軍サイバー教育機 関への連絡官の派遣、米国防大学のサイバー戦指 揮官要員課程への隊員の派遣など、人材面での協 力も実施している。

■参照 3章3節2項(サイバー領域の利用にかかる協力) p.357

総合ミサイル防空

弾道ミサイル、巡航ミサイルや航空機など、わ が国に向けて飛来する経空脅威への対応について は、運用情報の共有や対処要領の整備に加え、日 米共同統合防空・ミサイル防衛訓練などを実施す ることにより、日米共同対処能力を向上させてい る。また、累次にわたる北朝鮮による弾道ミサイ ルの発射の際には、同盟調整メカニズムも活用 し、日米が連携して対処している。

装備面でも、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎 撃ミサイル (SM-3ブロックⅡA) の日米共同開 発を進め、平成29 (2017) 年度予算から取得を 開始し、共同生産・配備段階に移行した。また、 2020年11月には、米国がSM-3ブロックⅡAに よる大陸間弾道ミサイル (ICBM) の迎撃実験に 成功し、迎撃ミサイルとしての高い信頼性・能力 を実証した。

なお、米国は2019年1月に発表したミサイル 防衛見直し (MDR) において、わが国を含む同盟 国との協力の重要性を明記している。

● 1章2節2項(ミサイル攻撃などへの対応) p.225

共同訓練・演習

平素から共同訓練・演習を行うことは、戦術面 などの相互理解や意思疎通といった相互運用性を 向上させ、日米共同対処能力の維持・向上に大き く資するのみならず、日米それぞれの戦術技量の 向上を図るうえでも有益である。とりわけ、実戦 経験豊富な米軍から習得できる知見や技術は極め て貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資する ものである。

また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を 実施することは、日米間での一致した意思や能力 を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことに なる。これらの観点を踏まえ、防衛省・自衛隊は、 引き続き共同訓練の充実に努めている。

共同訓練・演習は、国内のみならず、米国への 部隊派遣などにより拡大している。日米共同方面 隊指揮所演習、対潜特別訓練、日米共同戦闘機戦 闘訓練など、各軍種において相互運用性及び日米 共同対処能力の向上の努力を続けている。

昭和60(1985)年度以降、日米共同統合演習 として、おおむね毎年、指揮所演習と実動演習を 交互に行ってきた。2020年10月から11月にか けては、わが国の周辺海空域、種子島及び臥蛇島 などにおいて、陸海空自衛隊の人員約3万7,000 名、艦艇約20隻、航空機約170機が参加する実 動演習(キーン・ソード21)を実施した。

そのほか、最近の訓練・演習としては、同年12



令和2年度国内における米海兵隊との実動訓練 (フォレストライト (東部方面隊)) に参加する日米隊員



クリスマス・ドロップ (ミクロネシア連邦等における人道支援・ 災害救援共同訓練) において投下物資にメッセージを書く日米隊員

月、日本で実施した日米共同方面隊指揮所演習 (YS-79) に、陸自、米陸軍などが参加し、共同し て作戦を実施する場合における指揮幕僚活動を演 練した。

さらに、日米は様々な海空域において共同訓練 を実施している。一例として、同年7月には、遠 洋練習航海中の海自練習艦「かしま」、「しまゆき」 と米空母「ロナルド・レーガン」などが、南シナ



南シナ海において米空母 [ロナルド・レーガン] を見送る 令和2年度遠洋練習航海 (前期) 実施中の実習幹部

海において日米共同訓練を実施した。また、空自 は日本海、東シナ海、沖縄周辺空域などにおいて、 米空軍B-52爆撃機、B-1爆撃機などと各種訓練 を実施している。

これらの日米共同訓練は、いずれも自衛隊の戦 術技量の向上及び米軍との連携強化を図ることを 目的として日米同盟の抑止力・対処力を強化する ため実施したものである。その結果として、日米 の連携強化が図られ、絆を示すことは、わが国の 安全保障環境が厳しさを増している中で、日米同 盟全体の抑止力・対処力を一層強化し、地域の安 定化に向けたわが国の意思と高い能力を示す効果 があるものと考えている。

近年では、地方自治体が開催する防災訓練に在 日米軍も参加し、関係機関との連携を深めている。

● 資料19(主な日米共同訓練の実績(令和2(2020) 年度))





動画:日米共同統合演習「Keen Sword 2020」 URL: https://youtu.be/J2wgfV4zFfU



動画:ミクロネシア連邦等におけるHA/DR共同訓練「クリスマス・ドロップ」

URL: https://youtu.be/T7THDbohMgw







動画: 日米共同訓練

URL: https://youtu.be/nOf7WE4MHVw

VOICE

日米同盟をさらに強化するためのYS(ヤマサクラ)に参加した隊員の声

陸上自衛隊西部方面総監部(熊本県熊本市) 防衛課長 1等陸佐 遠藤 智明

陸上自衛隊と米陸軍は毎年、日米共同方面隊指 揮所演習(通称「ヤマサクラ」)を実施しています が、令和2年度は私が所属する陸上自衛隊西部方面 隊が演習部隊となったことから、今回の演習に参 加する機会を得ました。

従来の演習では、米陸軍第1軍団長以下、多数の 米軍将兵が来日して、陸上自衛隊の駐屯地に指揮 所や共同調整所を開設していましたが、今回の演 習では、新型コロナウイルス感染症の全世界的な 拡大により、日米の隊員が同じ場所で直接対面す る要領ではなく、演習部隊がそれぞれ所在する駐 屯地・基地との間を通信で連接する要領で演習を

実施することになりました。

その結果、演習準備段階から総合訓練までの間、 異なる言語の壁に加えて、日本と米国(ワシントン 州、ハワイ州)の3つの異なる時差の壁にも直面し ましたが、日米双方が新型コロナウイルス感染防 止のための徹底的な予防措置を講じながら、様々 な意思疎通手段を駆使して、無事に目標を達成す ることができました。

今回の演習の最大の成果は、日米のチームワー クがあらゆる困難を克服できることを証明したこ とであり、演習参加を通じて得た教訓を糧に、今後 も日米同盟の強化に微力ながら貢献していきたい と思います。



米陸軍連絡チーム長と調整する筆者(右側)



日米両指揮官によるビデオ会議

4 情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動

共同の情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動 について、日米両国の活動の効率及び効果を高め るためには、広くアジア太平洋地域におけるISR 活動を日米間で協力して実施していくことが重要 である。

このような共同のISR活動の拡大は、抑止の機 能を果たすとともに、他国に対する情報優越を確 保し、平素から各種事態までのシームレスな協力 態勢を構築することにつながる。

海洋安全保障

日米両政府は、ガイドラインなどに基づき、航 行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持す るための措置に関し、相互に緊密に協力すること としている。自衛隊及び米軍は、必要に応じて関 係機関との調整によるものを含め、海洋監視情報 の共有をさらに構築し及び強化しつつ、適切な場 合に、ISR及び訓練・演習を通じた海洋における 日米両国のプレゼンスの維持及び強化などの様々 な取組において協力することとしている。

日米共同訓練に参加した日米飛行隊長の声

航空自衛隊第6航空団飛行群第306飛行隊(石川 県小松市)

ましみつ じゅんいち 吉滿 淳一 隊長 1等空佐

航空自衛隊は、戦術技量の向上に加え、日米の相 互理解の促進、相互運用性の確保、日米共同対処能 力の向上のため、米軍と編隊航法訓練などを実施 しています。これらの訓練は部隊の即応性を維持、 強化するため貴重な機会です。航空自衛隊からは F-15やF-2といった戦闘機が参加し、米軍からは 空軍の爆撃機や戦闘機に加え、海軍や海兵隊の航

空機が参加することもあります。 私が参加した2020年9月の訓 練では、米空軍からはB-1爆撃 機2機、航空自衛隊からは全国 4か所の基地からF-15戦闘機 計20機が訓練に参加しました。

さらに、訓練後には訓練に参加した日米の両飛 行隊長が米太平洋空軍のホームページにコメント を寄せることで、強固な日米同盟や自由で開かれ たインド太平洋への継続的な取組を幅広く発信し、 日米がともにある姿を見せることができました。

2020年は、コロナ禍の中にあっても、あらゆる 機会を捉え、日米共同を含む様々な訓練を積極的か つ継続的に行い、組織的な対処能力を向上させてき ました。今後も、わが国の平和と地域の安定化のた め、日々訓練及び任務に取り組んでいく所存です。



飛行訓練を終えた第306飛行隊長 吉滿1佐

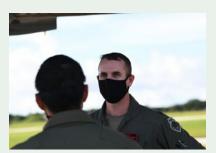


共同訓練中の自衛隊機及び米軍機 (写真は、2020年12月4日のもの)

米空軍第34遠征爆擊飛行隊長 マイク・テイラー (Mike Taylor) 中佐

私は、チーム全体が能力を発揮してくれたことを誇りに思います。隊 員それぞれが私達のチームを前進させ、比類なき戦闘能力を示すことが できました。このような訓練は、我々のクルーにとって、また、世界中で 訓練をして得ている経験からしても、かけがえのないものです。私達の B-1はすばらしい能力を持っており、私達のチームは命ぜられれば、幅 広く、積極的で柔軟な選択肢を提供する準備を整えています。

(米太平洋空軍ホームページから引用)



報告を受ける第34遠征爆撃飛行隊長 マイク・テイラー中佐

後方支援

1996年に締結(1999年及び2004年に改正)し た日米物品役務相互提供協定 (ACSA) による後方 支援でも、日米間の協力は着実に進展した。この協 定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国 連を中心とした国際平和のための努力に積極的に 寄与することを目的としている。平時における共同 訓練をはじめ、災害派遣活動、国際平和協力業務、 国際緊急援助活動、武力攻撃事態といった様々な

状況において、自衛隊と米軍との間で、その一方が 物品や役務の提供を要請した場合には、他方は提 供ができることが基本原則である。

2015年9月の平和安全法制の成立を受け、 2016年9月、新たな日米ACSAへの署名が行わ れ、2017年4月14日に国会で承認され、同月25 日に発効した。これにより、平和安全法制により 実施可能となった物品・役務の提供についても、

提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓 練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務並びに弾薬である(武器の提供は含まれない。)。

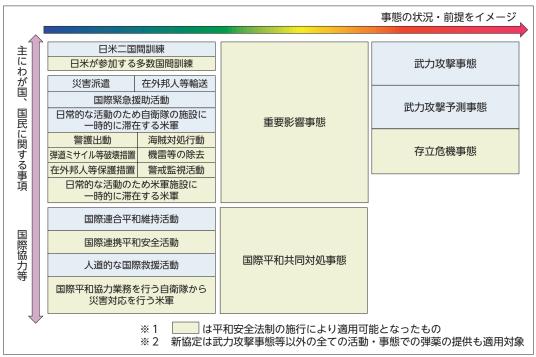
図表Ⅲ-2-2-1

日米物品役務相互提供協定(ACSA)

物品・役務の相互提供の意義

-般に、部隊が行動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部 隊がともに活動している場合などに、現地において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運 用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。

日米物品役務相互提供協定の適用対象



これまでの日米ACSAのもとでの決済手続など と同様の枠組みを適用することが可能となってお り、同年4月以降情報収集活動などに従事する米 軍に対し、食料や燃料を提供している。

■ 参照 1章5節3項(その他の取組・活動など) p.261 図表Ⅲ-2-2-1(日米物品役務相互提供協定(ACSA))

わが国における大規模災害への対処における協力

2011年に発生した東日本大震災においては、 自衛隊と米軍との間でこれまで培われた強い絆に 基づく、高い共同対処能力が発揮された。米軍の 「トモダチ作戦」による自衛隊との共同対処の成 功は、長年にわたる日米共同訓練などの成果であ り、今後のさらなる同盟の深化につながるものと なった。米軍は、最大時で人員約1万6,000人、 艦船約15隻、航空機約140機を投入するなど、 その支援活動はかつてない規模で行われ、わが国 の復旧・復興に大きく貢献するとともに、被災者 をはじめ多くの国民が在日米軍への信頼と感謝の 念を深めた。

一方で、国内災害における日米の役割・任務・ 能力の明確化、防災訓練への米軍の一層の参加を 通じた共同要領の具体化、情報共有と効果的な調 整のためのメカニズムのあり方などの課題も明ら かとなった。

これらの課題を踏まえ、2013年12月に策定し た南海トラフ巨大地震の対処計画などに日米共同 対処要領が記載されるとともに、南海トラフ地震 発生時における自衛隊、在日米軍、関係省庁、関 係地方公共団体などとの連携による震災対処能力 の維持・向上などを目的とする日米共同統合防災 訓練の実績を重ねている。

また、平成28年(2016年)熊本地震において は、米海兵隊オスプレイ (MV-22) による生活物 資の輸送やC-130輸送機による自衛隊員の輸送な どの協力が行われ、その際、地震対応のために組 織された統合任務部隊が現地に開設した日米共同 調整所を含め、同盟調整メカニズムが活用された。